

「契約に関する重要事項」について

項 目	審議内容（条例に基づき、知事の諮問に応じて調査審議するもの）	具 体 的 審 議 事 項 の 例
ア 県の契約に関する取組方針の策定・変更に関する事項	・取組方針の策定 ・取組方針の変更（軽微なものを除く）	
イ 県の入札及び契約手続の運用状況について報告を受け、検討する事項	・建設工事の請負、建設工事に係る委託 ・物品購入、製造の請負、その他の委託 など	
ウ 県の入札及び契約制度の運用に関する事項	・事業者の入札参加資格の登録に直接影響のあること	・信州企業評価項目の見直し
	・事業者の所在地等により参加できる入札に直接影響のあること	・受注希望型競争入札の入札参加要件の改定
	・業者の組織形態等により入札の参加可否に直接影響のあること	・共同企業体に係る制度の改定 ・入札参加資格の等級区分
	・落札者の決定に直接影響のあること	・低入札価格調査制度の改定（調査基準価格、失格基準価格の改定） ・最低制限価格の改定
	・価格以外の価値の評価に直接影響のあること	・総合評価落札方式の改定
	・契約の履行に直接影響のあること など	
エ 個別の契約に関する経緯等の説明請求に関すること	・入札及び契約の過程に関する再説明請求に関すること ・工事（業務）成績評定の結果についての再説明請求に関すること	・公共工事等における入札及び契約に係る再苦情の審議 ・工事成績評定の再説明請求の審議
オ 談合情報についての報告	・入札の談合情報に係る調査結果に関すること	
カ 上記以外の契約に関する重要事項		

令和 8 年 8 月 28 日現在